

業績ハイライト

収益性・健全性 6

預金・預り資産の状況 7

貸出金の状況 8

資産の健全化 9



収益性・健全性

AKITA BANK REPORT 2010

◎業績ハイライト

収益性・健全性

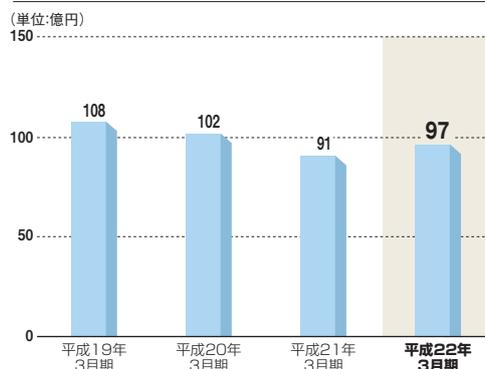
■ コア業務純益(※)…97億円

コア業務純益は、有価証券利息が増加したことなどにより資金利益が増加したこと、新システム稼動にともなう経費負担が発生するなか、その他の経費の削減に取り組み、経費全体での増加を小幅にとどめたことなどにより、前期比6億円増加し、97億円となりました。

用語解説 【コア業務純益】

銀行の本来業務(預金、貸出、為替、有価証券など)から得られた利益である「業務純益」から、期ごとに特殊な要因で大きく変動する「一般貸倒引当金繰入額」と「国債等債券関係損益」を除いたもので、「銀行の基本的な利益」を示します。

■ コア業務純益の推移

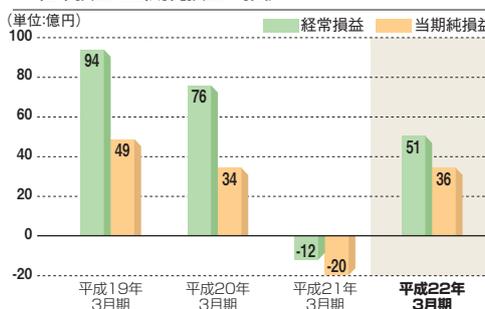


■ 経常利益…51億円 当期純利益…36億円

経常利益は、コア業務純益が増加したことに加え、有価証券関係損益が改善したこと、不良債権処理費用も減少したことから、前期比63億円増加し、51億円となりました。

以上により、当期純利益は、前期比56億円増加し、36億円となりました。

■ 経常損益と当期純損益の推移



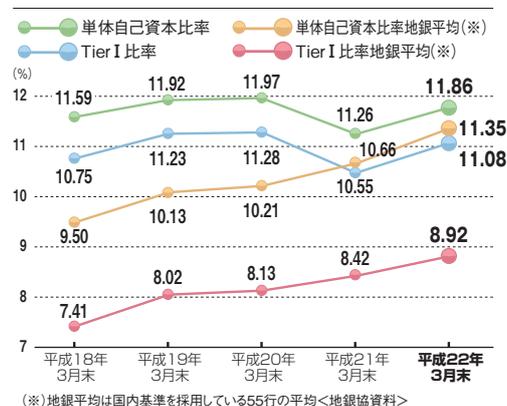
■ 自己資本比率(単体)…11.86% Tier I比率(単体)…11.08%

自己資本比率は、前年同期末比0.60ポイント上昇し、11.86%となり、国内基準行に求められる4%を大きく上回っております。

また、Tier I比率は、11.08%となっており、地銀平均に比べ高い水準を維持しております。

自己資本の内訳についても、劣後債等による調達を行っておらず、Tier Iは普通株と資本剰余金による構成となっており、健全性は十分に保たれております。

■ 単体自己資本比率・Tier I比率の推移



■ 格付け(※)…A+

当行は、日本格付研究所(JCR)から長期優先債務について格付けランクの上位に位置する「A+」を取得しております。

「A」は、「債務履行の確実性は高い」と定義されており、当行の財務内容の健全性が評価されていることを示しております。

用語解説 【格付け】

格付けとは企業が発行する債券が「約束通りに元本および利息が支払われる確実性の程度」を利害関係のない第三者(格付け会社)が判断し、その結果を簡潔な記号にしたものです。
なお、このランクが上位に位置するほど安全性が高いとされています。

AAA
AA+
A+
BBB+
BB+
B+
CCC
CC
C
D

預金・預り資産の状況

AKITA BANK REPORT 2010

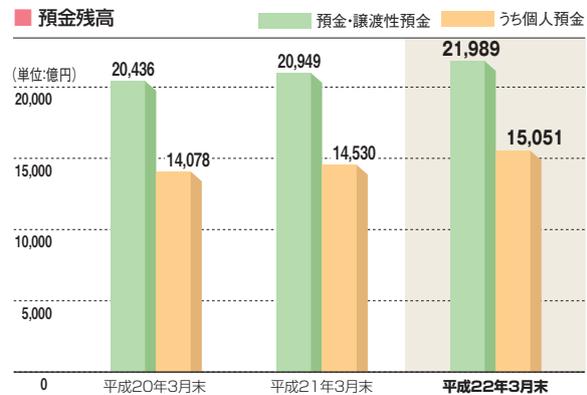
◎業績ハイライト

預金の状況

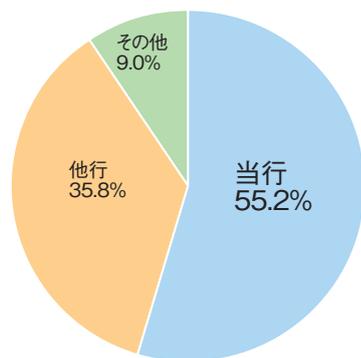
預金・譲渡性預金は、個人預金を中心に好調に推移したことから、前年同期末比1,040億円増加し、2兆1,989億円となりました。

平成22年3月末の預金・譲渡性預金残高に占める秋田県内残高の割合は90.5%となっております。

また、預金残高の秋田県内におけるシェアは、55.2%と高い水準を維持しております。

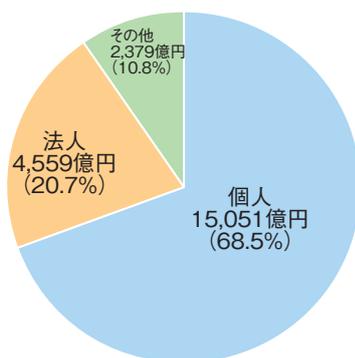


秋田県内シェア(金融機関別)

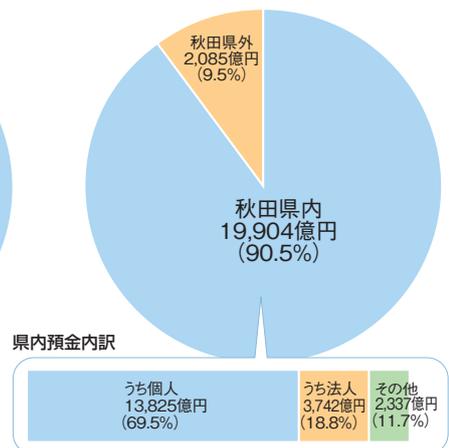


● 他行……都銀・地銀・第二地銀
● その他……信用金庫・信用組合
● 譲渡性預金は含まれておりません。 [資料:預金・貸出金一覧(日本金融通信社)ほか]

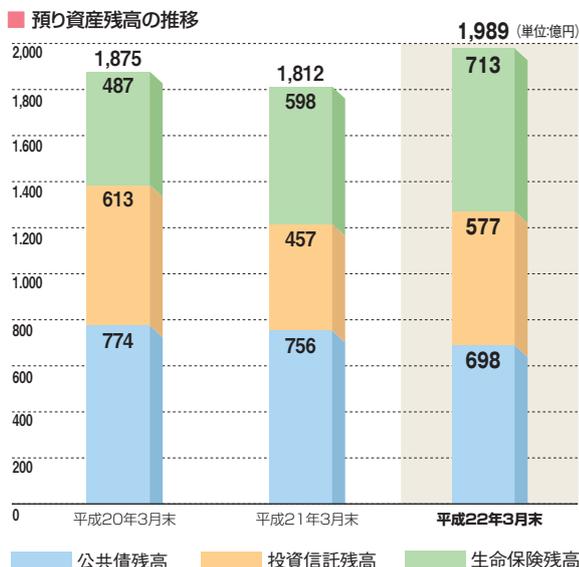
預金者別



県内外別



預り資産(※)残高の推移



預り資産は、市況の回復を背景として投資信託の販売が回復したこと、終身保険の販売が好調に推移し生命保険も順調に増加したことにより、前年同期末比177億円増加し、1,989億円となりました。

【預り資産】

用語解説

預金のほか公共債、投資信託、生命保険など金融商品を総称して「預り資産」と呼びます。また、個人年金保険、一時払終身保険を総称して「生命保険」と呼んでおります。

貸出金の状況

AKITA BANK REPORT 2010

◎業績ハイライト

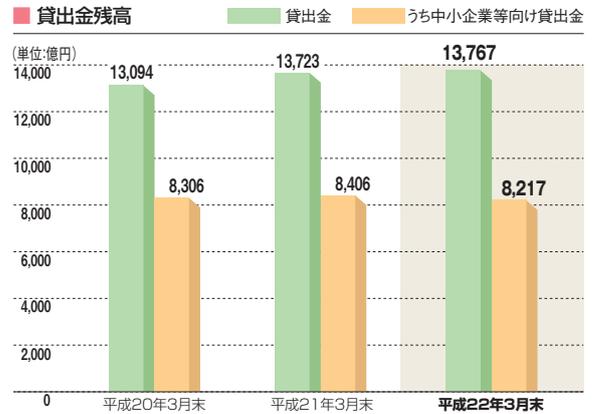
貸出金の状況

貸出金の状況

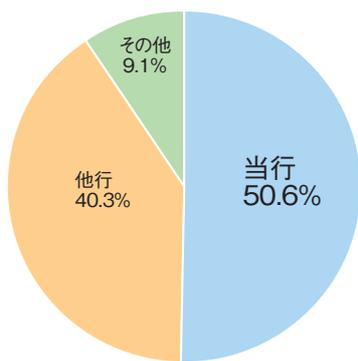
貸出金は、事業先向け貸出金および個人向け貸出金が減少したものの、地方公共団体向け貸出金が増加した結果、前年同期末比44億円増加し、1兆3,767億円となりました。

平成22年3月末における貸出金残高に占める中小企業等向け貸出金の割合は59.7%となっております。

また、貸出金残高の秋田県内におけるシェアは、50.6%と高い水準を維持しております。



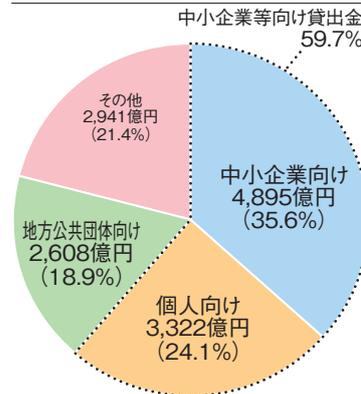
秋田県内シェア(金融機関別)



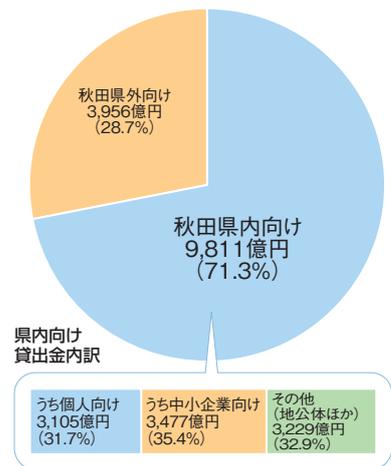
●他行……都銀・地銀・第二地銀
●その他……信用金庫・信用組合

[資料:預金・貸出金一覧(日本金融通信社)ほか]

貸出先別

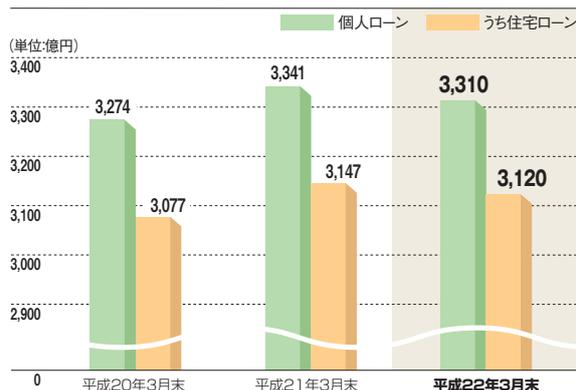


県内外別



個人ローンの状況

個人ローンは、住宅ローンが前年同期末比27億円減少したことを主因として、前年同期末比31億円減少いたしました。



業種別貸出金残高の状況

(単位:百万円・%)

業種	平成22年3月末	構成比
製造業	165,770	12.0
農業、林業	4,848	0.4
漁業	33	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	15,481	1.1
建設業	84,369	6.1
電気・ガス・熱供給・水道業	11,991	0.9
情報通信業	20,669	1.5
運輸業、郵便業	38,924	2.8
卸売、小売業	146,975	10.7
金融業、保険業	59,240	4.3
不動産業、物品賃貸業	107,557	7.8
学術研究、専門・技術サービス業	2,570	0.2
宿泊業	16,734	1.2
飲食業	7,958	0.6
生活関連サービス業、娯楽業	12,031	0.9
教育、学習支援業	2,165	0.2
医療・福祉	49,017	3.6
その他のサービス業	37,304	2.7
地方公共団体	260,854	18.9
その他	332,201	24.1
合計	1,376,701	100.0

資産の健全化

AKITA BANK REPORT 2010

◎業績ハイライト

資産の健全化

不良債権への対応

当行では、従来より貸出資産の健全化に積極的に取り組んでおります。具体的には、本部内に設置している「企業経営支援室」をはじめ、各営業店において企業の経営改善に向けた各種支援活動を積極的に行っております。

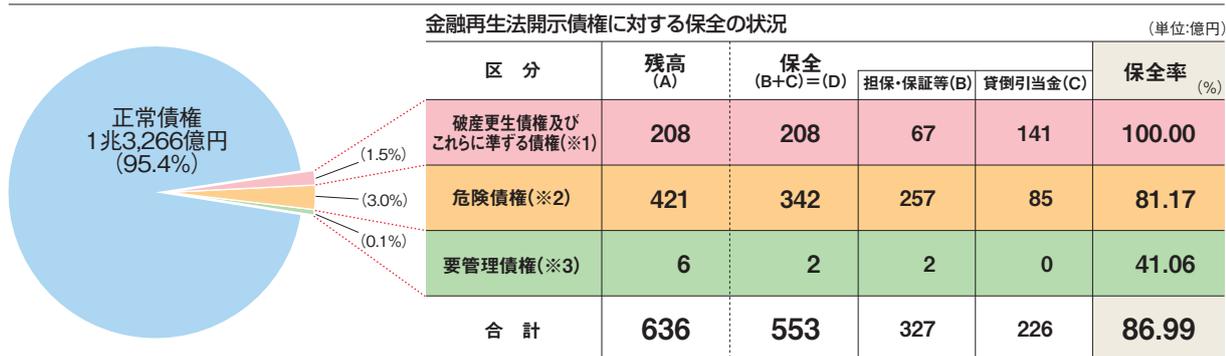
平成22年3月期については、県内企業倒産件数も低水準で推移したことなどから与信費用は前期比28億円減少し49億円となりました。

また、平成22年3月末の不良債権額(金融再生法開示債権ベース)は636億円ですが、この不良債権が将来回収不能となった場合の備えである保全額(貸倒

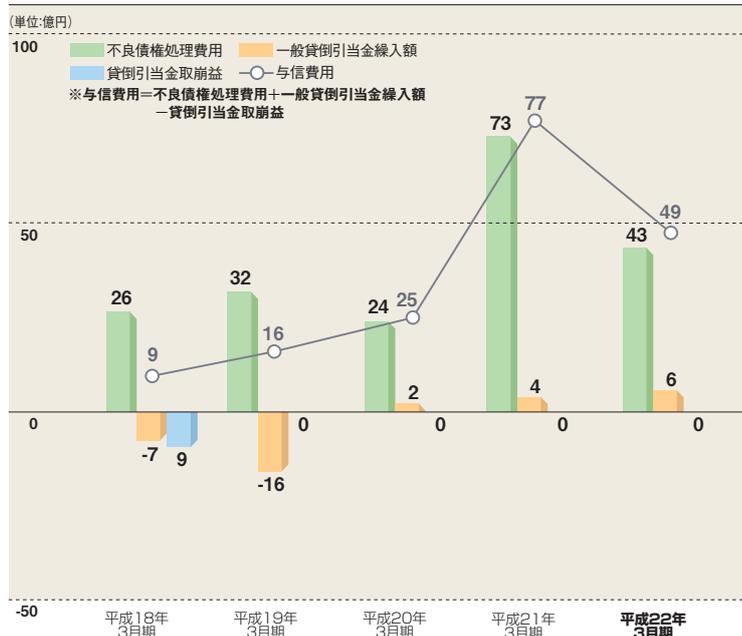
引当金、担保・保証)は553億円であり、その保全割合(カバー率)は86.99%と、高い水準を確保しております。

なお、金融再生法開示債権のうち、要管理債権および危険債権は、現在事業を継続されているお取引先への債権ですので、すべてが回収不能に至るものではありません。仮に、金融再生法開示債権がすべて回収不能になった場合、追加で必要な不良債権処理費用は83億円(金融再生法開示債権636億円-保全額553億円)ですが、純資産の部の「利益剰余金」(902億円)だけでも十分対応可能です。

金融再生法開示債権の状況



償却・引当の状況



用語解説

※1【破産更生債権及びこれらに準ずる債権】

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により、経営破綻に陥っているお取引先に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

※2【危険債権】

お取引先の財政状態および経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

※3【要管理債権】

3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権(金利の減免や利息の支払い、元本の返済を猶予した貸出金など)です。

自己査定^(※)結果と開示基準別比較表

当行では、一層の経営の透明性確保のため、「自己査定における債務者区分別」(破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先)の開示を行っております。

「自己査定結果と開示基準別比較表」は次のとおりです。

用語解説

【自己査定】

自己査定とは、当行が保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いにしたがって分類区分するとともに、金融再生法開示債権等を開示するための基礎となるものです。具体的には、お取引先について、その財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を判定し、その状況により「正常先」、「要注意先」(要管理先とその他の要注意先)、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」に区分し、担保や保証等の状況を勘案のうえ債権の分類を行います。

資産内容の開示における基準別比較表【単体】

(単位:億円/※単位未満四捨五入)

自己査定における債務者区分別(償却後) (対象:総与信 [※])					金融再生法に基づく開示債権(対象:総与信 [※])		リスク管理債権 (対象:貸出金)
非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	区分与信残高	保全率	破綻先債権	
破綻先 62	48	14	—	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 208	100.00	破綻先債権 61	
実質破綻先 147	104	43	—	危険債権 421	81.17	延滞債権 563	
破綻懸念先 420	235	107	78	要管理債権 6	41.06	3か月以上延滞債権 —	
要注意先 1,167	586	580	—	開示額合計	636	合計	
正常先 12,085	12,085	—	—	636	86.99	630	
合計 13,881	13,058	745	78	不良債権比率 4.57%		不良債権比率 4.57%	
				(部分直接償却した場合) 不良債権比率 3.59%		(部分直接償却した場合) 不良債権比率 3.59%	

※総与信：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返

なお、銀行保証付私募債の時価20億円は「金融再生法に基づく開示債権」に含めておりますが、「自己査定における債務者区分別(償却後)」には含めておりません。

用語解説

〈債務者区分〉

【破綻先】

破産、民事再生等により、経営破綻に陥っているお取引先

【実質破綻先】

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがないと認められる等、実質的な経営破綻に陥っているお取引先

【破綻懸念先】

現状、経営難の状況にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められるお取引先

【要管理先】

要注意先のうち、3か月以上延滞または貸出条件を緩和している(金融再生法開示債権のうち要管理債権に該当する)お取引先

【要管理先以外の要注意先】

今後の管理に注意を要するお取引先

【正常先】

業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められるお取引先

〈分類区分〉

【非分類】

回収の危険性または価値の毀損の危険性について問題のない資産

【Ⅱ分類】

債権保全上の諸条件が満実に満たされないため、あるいは信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険性を含むと認められる債権等の資産

【Ⅲ分類】

最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産

【Ⅳ分類】

回収不能または無価値と判定される資産

〈リスク管理債権〉

【破綻先債権】

自己査定結果等に基づき未収利息を収益不計上とした貸出金のうち、民事再生等の法的手続きが取られているか、または手形交換所のお取引停止処分を受けたお取引先に対する貸出金

【延滞債権】

自己査定結果等に基づき未収利息を収益不計上とした貸出金のうち、「破綻先債権」に該当しない貸出金

【3か月以上延滞債権】

元金または利息の支払いが、3か月以上滞っている貸出金(破綻先債権・延滞債権を除く)

【貸出条件緩和債権】

経済的困難に陥ったお取引先の再建・支援をはかるために、金利減免や返済方法の変更等を行っている貸出金(破綻先債権・延滞債権・3か月以上延滞債権を除く)